

随意契約理由書

| | |
|--------|---|
| 件名 | 北部休日保育事業業 |
| 契約の相手方 | 株式会社ポピンズエデュケア |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 随意契約理由 | <p>本事業は、日曜日および祝日において本町こども園（本町 5-8-52）にて実施している休日保育が令和5年9月30日をもって終了することに伴い、新たに医療保健センター内保育所（上野坂 2-6-1）にて委託契約者を募り実施する事業である。</p> <p>医療保健センター内保育所では、平日において北部一時保育事業が委託契約者により実施されており、この履行中の委託契約者に事業を実施させることにより、事業開始に伴う準備期間の短縮や開設経費の削減等を図ることができ、委託契約者の選定において優位であると言える。</p> <p>このことから、本事業は契約書に定める履行期間において、履行中の事業者により事業を実施させることで、準備期間の短縮や開設経費の削減を確保できるため、下記契約の相手方と地方自治法施行令第167の2第1項第6号により随意契約を締結するものである。</p> |
| 備考 | |